

仙台市空家等対策計画（第 3 期）の方向性について

1 趣旨・必要性

現行の「仙台市空家等対策計画（第 2 期）」は、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間としており、本年度で期間満了を迎えること、また市内の管理不全な空き家の総数は、改善を上回って少しずつ増加する傾向にあり、引き続き空き家対策に取り組んでいく必要が高いことから、令和 9 年度から令和 13 年度までを計画期間として「仙台市空家等対策計画（第 3 期）」の策定を行う必要がある。

2 計画期間

令和 9 年度～令和 13 年度（5 年間）

3 今後の課題

現計画では、「管理不全な空家等の適切な管理と除却の促進に関する取り組み」として所有者等による自主的な改善を促す施策等を重点的に実施してきた。

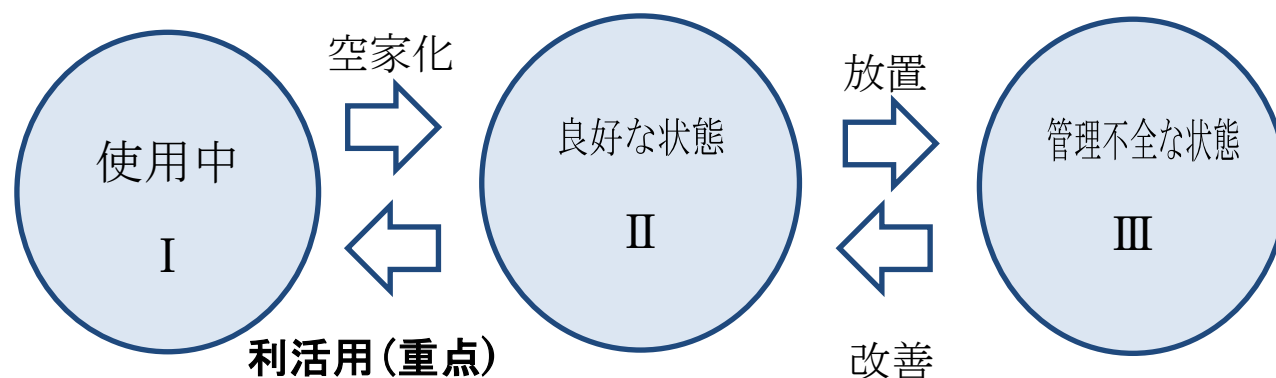
しかしながら、少子高齢化や単身世帯の増加等の今般の社会情勢の影響もあり、今後も空き家の数は増加していくことが想定される。

次期計画では、将来的な管理不全な空き家化を予防できるかという視点で、いかに良好に管理されている空き家を市場に流通させ、利活用できるかということが課題であると考ええる。

4 次期計画の方向性

現状の分析・課題等を踏まえ、次期計画では現計画に引き続き、法の規定に基づき所有者等に対する適切な管理促進、特定空家等への対処を進めるとともに、空家等の利活用の促進を重点的に図るものとする。

求められる対策と方向性



啓発・適切な管理の促進

(I ・ II に対応)

利活用の促進

(II に対応)

管理不全な状態の

解消 (III に対応)

【方向性】

- ・ 空家等になる以前からの情報提供 (I に対応)
- ・ 所有者等が不明にならない環境づくり (I に対応)
- ・ 空家等の専門的な相談の充実 (I ～ III に対応)
- ・ 空家等の利活用の促進に関する取り組み (II に対応)
- ・ 管理不全な空家等の適切な管理と除却の促進に関する取り組み (III に対応)

5 検討体制

仙台市安全安心街づくり推進会議に部会を設置し、部会委員は同会議委員と各関係団体からの推薦等による専門委員の合計 10 名で構成して審議を行う。

6 スケジュール（予定）

令和 8 年 5 月 第 1 回部会（現状、現計画まとめ）

7 月 第 2 回部会（骨子案）

10 月 第 3 回部会（中間案）

11 月～12 月 市民意見徴収（パブリックコメント）

令和 9 年 2 月 第 4 回部会（パブリックコメント結果報告・最終案）

3 月 次期空家等対策計画の策定